

むつ市津波避難計画修正に関するパブリックコメント等を踏まえた修正内容（案）

パブリックコメント実施時点	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1. 1. 1 津波避難計画の目的（P1）</p> <p>四方を海に囲まれているわが国においては、地震やその他の原因による津波が繰り返し発生しており、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9を記録し、この地震に伴う大津波により東日本の太平洋沿岸各地は甚大な被害に見舞われ、多くの尊い命と財産が奪われている。むつ市においても、関根浜で2.9mの津波高を観測し、人的被害はなかったものの、漁船や加工施設などの水産関連施設に被害を受け、<u>これまで避難場所や避難路の整備、防災無線の整備など、ハード面の津波対策を進めている。</u></p> <p><u>しかしながら、施設等ハード面の整備だけで万全な津波対策が図られるものではないことから、「海岸付近で強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れて急いで安全な場所に避難する」という津波避難の原則を徹底することが、人的被害を軽減する上で何よりも大切である。これを踏まえて、むつ市では、今後発生が想定される津波災害から市民の生命と身体の安全を確保するため、むつ市津波避難計画（平成30年3月策定）、むつ市津波防災地域づくり推進計画（令和2年3月策定）等によるソフト面での津波対策を進めている。</u></p> <p><u>その中で令和2年4月に公表された国の新たな巨大地震モデルを受けて、令和3年5月に青森県にて津波浸水想定区域の再設定が実施された。この再設定結果を踏まえて、むつ市では令和5年度に津波避難対象地域や津波到達予想時間、避難場所及び避難路の指定、津波予報等の情報収集や伝達の手順、避難指示の発令や情報提供等、ソフト面の津波対策の見直しを行った。</u></p> <p><u>今後も、市民一人ひとりが普段からの備えや主体的で円滑な避難を行うことができるよう、定期的かつ継続的に修正を行うことで本計画の実効性を高めていく。</u></p>	<p>1. 1. 1 津波避難計画の目的（P1）</p> <p>四方を海に囲まれているわが国においては、地震やその他の原因による津波が繰り返し発生しており、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9を記録し、この地震に伴う大津波により東日本の太平洋沿岸各地は甚大な被害に見舞われ、多くの尊い命と財産が奪われている。むつ市においても、関根浜で2.9mの津波高を観測し、人的被害はなかったものの、漁船や加工施設等の水産関連施設に被害を受けている。</p> <p><u>また、令和3年度青森県地震・津波被害想定調査（太平洋側海溝型地震）（令和4年3月、青森県）では、考えられる最大クラスの津波によりむつ市において最大6,300名の死者数が生じる被害予測が公表されている。</u></p> <p><u>これを踏まえ、むつ市では最新の津波浸水想定解析を基に津波避難対象地域や津波到達予想時間、避難目標地点及び避難路の指定、津波予報等の情報収集や伝達の手順、避難指示の発令や情報提供等の再検討を行った。</u></p> <p><u>本計画は、この再検討結果を活用しソフト面の津波対策の充実を図ることにより、市民一人ひとりが津波避難の原則を徹底し、普段からの備えや主体的で円滑な避難を行うことができるようにすることで、今後発生が想定される津波災害から市民の生命と身体の安全を確保することを目的とする。</u></p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p>
<p>3. 3 避難目標地点の設定（P32）</p> <p>避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標となる地点であり、津波浸水想定区域の外側に設定する。設定にあたっては、表3.4に示す条件を考慮している。</p> <p>（略）</p> <p>避難目標地点の設定は青森県防災公共推進計画書で設定されている地点及び表3.4の条件に</p>	<p>3. 3 避難目標地点の設定（P32）</p> <p>避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ脱出する際に第一に目指す地点であり、津波浸水想定区域の外側に設定する。<u>また、避難目標地点は、避難した住民等が必要な間滞在する施設である「指定避難所」や、切迫した災害の危機から安全を確保するために避難する施設又場所である「指定緊急避難場所」と必ずしも一致、又は近くにあるものではない。</u></p> <p><u>避難目標地点の設定にあたっては、表3.4に示す条件を考慮している。</u></p> <p>（略）</p> <p>避難目標地点は青森県防災公共推進計画書で設定されている地点及び表3.4の条件に当ては</p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p>

むつ市津波避難計画修正に関するパブリックコメント等を踏まえた修正内容（案）

パブリックコメント実施時点	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>当てはまる地点を設定した。詳細図は資料2に記載する。</p> <p>なお、避難目標地点の近くに指定緊急避難場所、又は指定避難所がない地域は、むつ市が避難目標地点から近隣の地域の避難所への移手段の検討を行う。</p>	<p>まる地点を設定した。詳細図は資料2に記載する。</p> <p><u>むつ市は今後、本計画にて設定した避難目標地点に基づき、避難訓練や防災まち歩き等の取組を自主防災組織や住民等とともに実施し、より地域の実情に即した避難目標地点の設定・更新に努める。</u></p> <p>なお、<u>避難目標地点に到着後、指定緊急避難場所等に向かって避難するための方法を考える必要がある</u>、避難目標地点の近くに指定緊急避難場所、又は指定避難所がない地域は、むつ市が避難目標地点から近隣の地域の避難所への移手段の検討を行う。</p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p>
<p>3. 4 避難路、避難経路の指定・設定（P33-34）</p> <p>避難路、避難経路とは、<u>避難する場合に最も安全にかつ短時間に到達できる経路で、津波災害時に住民がいる場所から避難目標地点までの経路</u>をいう。避難路の指定にあたっては、表3.5に示す留意点が挙げられる。</p> <p><u>又、住民等が避難経路を設定するにあたっては、表3.6に示す留意点が挙げられる。</u></p>	<p>3. 4 避難路、避難経路の指定・設定（P33-34）</p> <p>避難路、避難経路とは、<u>津波災害時に、住民がいる場所から避難目標地点まで最も安全にかつ短時間に到達できる道路及び経路</u>をいう。</p> <p><u>3. 4. 1 避難路の指定（P33）</u></p> <p><u>避難路は、避難目標地点までに至る安全性や機能が確保されている主要な道路を指し、むつ市が指定するものである。</u>避難路の指定にあたっては、表3.5に示す留意点が挙げられる。</p> <p><u>3. 4. 2 避難経路の設定（P34）</u></p> <p><u>避難経路は、市が指定した避難路や避難目標地点を基本とし、自主防災組織や住民等が自らの避難条件に応じて設定するものであり、津波浸水想定区域外に至る安全性が高い経路（行き方）を指す。むつ市は、避難経路の設定に関して、必要な助言等を行う。</u>設定にあたっては表3.6に示す留意点が挙げられる。</p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p>
<p>3. 6. 1 避難困難地域の設定（P39）</p> <p>むつ市では、本計画における避難困難地域の設定について、国土地理院より…（略）避難可能・避難困難の考え方について概念図図3-2に示す。</p> <p><u>その後、上記で設定した、避難が困難な施設が存在する小地域を避難困難地域とする。</u></p> <p>本計画においては<u>設定した避難開始時間ごとの避難困難箇所図を資料3-1~3-3に、避難困難地域となる小地域の一覧を資料4に示す。</u></p>	<p>3. 6. 1 避難困難地域の設定（P39）</p> <p>むつ市では、本計画における避難困難地域の設定について、国土地理院より…（略）避難可能・避難困難の考え方について概念図を図3-2に示す。</p> <p><u>本計画においては避難開始時間ごとに避難困難と判定された建築物の周辺一帯を避難困難地域とし、資料3-1~3-3「避難困難地域図」に示す。また、資料3-1~3-3には、シミュレーションの結果、避難目標地点まで到達可能だった道順を「避難路」として示す。</u></p> <p>避難困難地域の一覧を資料4に示す。</p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p>

パブリックコメント実施時点	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3. 6. 3 避難困難地域に対する対応策（P45）</p> <p>（1）津波避難ビル・タワー等の避難施設の指定・整備（P45）</p> <p>（略）</p> <p>これらの地区は、橋梁の通行が可能と想定した場合及び自動車による避難を想定した場合の結果において避難可能となる範囲も多く存在する。しかしながら、<u>地震による橋梁や道路の被害及び交通渋滞等を考慮に加えると、避難困難地域内において津波災害時に使用することができる避難先を設けることが対策の1つとして挙げられる。</u>事例として特徴的な地区を図3-2に示す。</p> <p><u>なお、津波避難ビルに関しては、「3. 8. 2 津波避難ビルの指定」に詳細を示す。</u></p>	<p>3. 6. 3 避難困難地域に対する対応策（P45-48）</p> <p>（1）津波避難ビル・タワー等の避難施設の指定・整備（P45）</p> <p>（略）</p> <p>これらの地区は、橋梁の通行が可能と想定した場合及び自動車による避難を想定した場合の結果において避難可能となる範囲も多く存在する^{※1}。しかしながら、<u>津波の河川遡上や地震による橋梁、道路の被害、交通渋滞等を考慮すると、避難困難地域内において緊急的に使用することができる津波避難ビル等の避難施設の指定・整備を対策の1つとして検討する必要がある。</u>事例として特徴的な地区を図3-3に示す。</p> <p><u>むつ市においては、津波避難ビルとして指定可能な要件を備える建築物が少なく、津波避難タワーや人工的な高台（盛土）を設置できる用地も限られている現状にあり、本計画策定時点でそれらの施設の指定・整備の実績はない。</u></p> <p><u>それを受けてむつ市では、公共施設を中心に津波避難ビルの指定を検討しており、その他の避難施設の指定又は整備においては、令和4年度にむつ市が整備した「3D都市モデル」等も活用し、今後既存施設の管理者等との協議を進めていくこととする。</u></p> <p><u>なお、津波避難ビルの検討方法については「3. 8. 2 津波避難ビルの指定」に詳細を示す。</u></p> <p><u>※1：下記条件においては、避難困難者は全地区で0名と試算されている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>避難開始時間5分</u> ● <u>橋梁通行可能</u> ● <u>自動車を使用した避難</u> <p><u>ただし、津波の遡上や橋梁の崩落、交通渋滞等を考慮しない場合のシミュレーション結果であるため、あくまでも参考値として示すものである。</u></p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p>
<p>3. 6. 3（2）避難路の整備（P45）</p> <p>対象となる代表地点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>木野部</u> ● <u>正津川</u> ● <u>出戸川</u> <p><u>上記に示す地区は、避難困難地域の近傍に避難困難地域外の区域が位置するものの、その区</u></p>	<p>3. 6. 3（2）避難路の整備、<u>避難経路の設定</u>（P47）</p> <p>対象となる代表地点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>木野部、正津川、出戸川をはじめとした全地区</u> <p><u>木野部、正津川、出戸川等は、避難困難地域の近傍に避難困難地域外の区域が位置するもの</u></p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p>

パブリックコメント実施時点	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>域にアクセスするための道路に乏しい地区である。</p> <p>そのため、津波災害時に使用することができる避難路を新たに整備することを対策として検討する。事例として特徴的な地区を図3-4に示す。</p> <p><u>3.7.2 道路ネットワークについて</u></p> <p><u>本計画では道路ネットワークを使用した避難困難地域の設定を行っているが、2022年4月時点で取得した情報を用いているため、2022年4月以降に開通した道路は避難困難地域の設定において使用できていない。又、農道や畦道等の道路幅員が狭く、舗装がされていない道路の一部もネットワークデータとして取得されていない箇所が存在する。</u></p> <p>そのため、本計画で示した各地区の津波到達予想時間や避難開始時間等を参考に、住民自らが避難目標地点や指定緊急避難場所への避難経路・避難時間を確認することで避難の可否を確認することが重要である。</p>	<p>の、その区域にアクセスするための道路に乏しい地区である。</p> <p>そのため、津波災害時に使用することができる避難路を新たに整備することを対策として検討する。事例として特徴的な地区を図3-4に示す。</p> <p><u>また、本計画で使用している道路ネットワークは、2022年4月時点で取得した情報を用いているため、2022年4月以降に開通した道路は避難困難地域の設定において使用していないことに加え、農道や畦道等の道路幅員が狭く、舗装がされていない道路の一部もネットワークデータとして取得されていない箇所が存在する。</u></p> <p>そのため、本計画で示した各地区の避難路を参考に、住民自らがむつ市と共同で避難訓練や防災まち歩き等を行う中で避難目標地点への道順を確認し、避難経路を設定することが重要である。</p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p> <p>「3.7.2 道路ネットワークについて」を内容修正の上、「3.6.3(2)」に移動</p>
<p><u>3.7.3 橋梁の通行や自動車の使用について</u></p> <p>本計画では、河川における津波の遡上の可能性や交通渋滞のリスクの観点から、橋梁を通行せずかつ自動車を使用しない設定としている。一方で、橋梁を渡らなければ避難ができない地域や要配慮者等の歩行できない住民の避難における自動車の使用等の考慮が必要な場合も存在する。</p> <p><u>むつ市においてはそういった状況を考慮し、橋梁を通行できる場合や自動車を使用する場合における避難困難地域の設定も行っており、多くの地域で避難困難地域が解消される結果を得ている。</u></p>	<p>3.6.3 (3) 橋梁の通行及び自動車避難の検討（P48）</p> <p><u>対象となる代表地点：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>松原町、大畑をはじめとした全地域</u> <p>本計画では、河川における津波の遡上の可能性や交通渋滞のリスクの観点から、橋梁を通行せずかつ自動車を使用しない設定としている。一方で、<u>松原町及び大畑等の、橋梁を渡らなければ避難ができない地域や避難行動要支援者等の徒歩による避難が難しい住民における自動車の使用等の考慮が必要な場合も存在する。</u></p> <p><u>橋梁については、「むつ市国土強靱化計画（令和3年1月、むつ市）」や「青森県橋梁長寿命化修繕計画（令和4年3月、青森県）」等に基づき耐震補強が進められている状況にある一方で、仮に耐震性が担保されたとしても、避難者の集中により円滑な避難の妨げとなる可能性が生じるため、地区ごとに避難経路として使用する橋を事前に決めておく等の取組が重要である。</u></p> <p><u>又、避難行動要支援者等の徒歩による避難が困難な避難者においては、自動車での避難に頼らざるを得ない状況にある。しかし、無秩序な自動車による避難は、真にやむをえない事情により自動車避難が必要な住民等を交通渋滞等に巻き込み、被災する可能性を高めてしまう。そのため、個々の状況に応じ、自動車利用の優先順位を含めた避難方法について検討することが重要である。</u></p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p> <p>「3.7.3 橋梁の通行や自動車の使用について」を内容修正の上、「3.6.3(3)」に移動</p>

むつ市津波避難計画修正に関するパブリックコメント等を踏まえた修正内容（案）

パブリックコメント実施時点	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>この中で</u>自動車を使用する場合における避難困難地域の設定においては、避難速度として「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（第3版）」（平成25年4月、国土交通省）に記載のある東日本大震災時の津波避難実態調査より、2.5m/s（9.0km/h）を使用しており、この速度は自転車や駆け足による避難方法の検討においても使用することができるものである。</p> <p>以上を踏まえて、考えるあらゆる避難手段を考慮し、住民における津波からの避難方法の検討を進めていく。</p>	<p><u>なお、本計画における</u>自動車を使用する場合の避難困難地域の設定においては、避難速度として「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（第3版）」（平成25年4月、国土交通省）に記載のある東日本大震災時の津波避難実態調査より、2.5m/s（9.0km/h）を使用しており、この速度は自転車や駆け足による避難方法の検討においても使用することができるものである。</p> <p>以上を踏まえて、<u>むつ市は自主防災組織や住民等とともに、避難訓練や防災まち歩き等を通じて</u>、考えるあらゆる避難手段を考慮し、住民における津波からの避難方法の検討を進めていく。</p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p>
<p>3.7 避難困難地域の設定における留意点（P47）</p> <p><u>3.7.1-海岸沿いにおける津波到達予想時間の考え方</u></p> <p>（略）</p> <p>そのため、歩行速度や避難可能距離、避難開始時間等は、避難訓練を行う中で確認・検証し、見直すことが重要である。</p>	<p>3.7 避難困難地域の設定における留意点（P49）</p> <p>（略）</p> <p>そのため、歩行速度や避難可能距離、避難開始時間等は、<u>自主防災組織や住民等がむつ市と共同で実施する</u>避難訓練を行う中で確認・検証し、見直すことが重要である。</p>	<p>・パブリックコメントを踏まえた修正</p> <p>・項目削除</p>
<p>3.8.2 津波避難ビルの指定（P49）</p> <p>津波避難ビルとは、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が…（略）安全性及び機能性を表3.16に示す。<u>なお、むつ市においては令和6年3月現在、指定している津波避難ビルは存在しない。</u></p> <p>津波避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられるが、指定にあたっては、地域の実情を理解し、施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解してもらうことが重要である。</p> <p>（表3.16略）</p> <p><u>今後は令和4年度にむつ市が整備した「3D都市モデル」を活用し、避難困難地域における避難対策の検討に努める。又、津波浸水想定区域内に津波避難ビル等に指定できる施設が存在しない地区においては、浸水想定区域内の公園等への人工的な高台（盛土）の設置や、津波避難タワーの整備等を検討する。</u></p> <p>次に津波避難ビルの指定に関する検討方法について示す。</p>	<p>3.8.2 津波避難ビルの指定（P50）</p> <p>津波避難ビルとは、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が…（略）安全性及び機能性を表3.16に示す。</p> <p>津波避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられるが、<u>指定に向けた協議・交渉にあたって、むつ市は</u>地域の実情を理解し、施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解してもらうことが重要である。</p> <p>（表3.16略）</p> <p>次に津波避難ビルの指定に関する検討方法について示す。</p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p> <p>3D都市モデルの活用部分を「3.6.3（1）津波避難ビル・タワー等の避難施設の指定・整備」に移動</p>

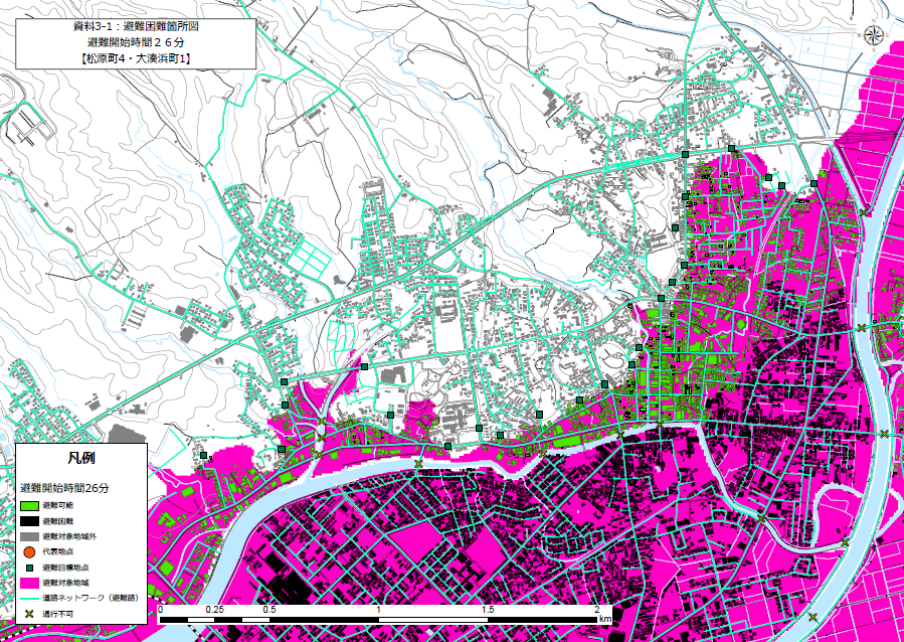
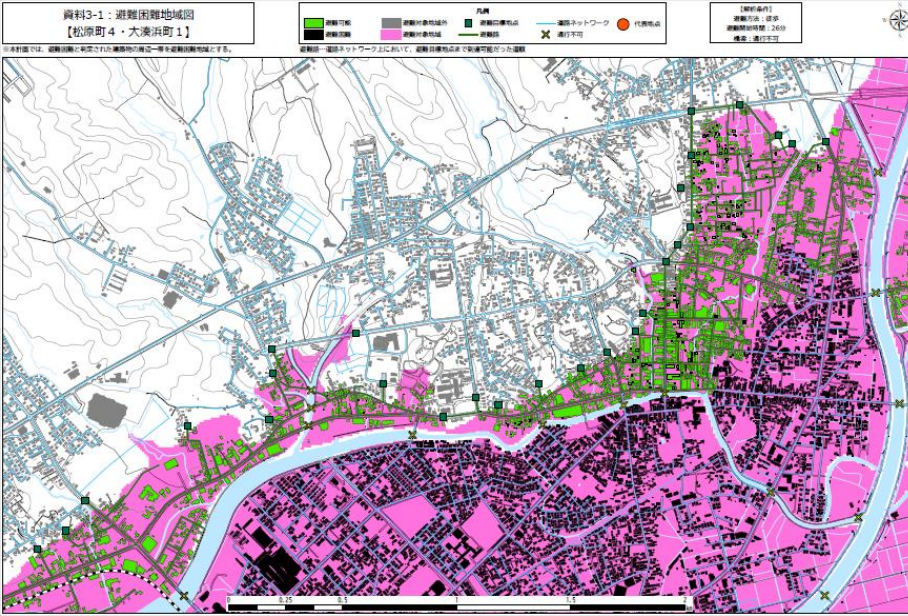
むつ市津波避難計画修正に関するパブリックコメント等を踏まえた修正内容（案）

パブリックコメント実施時点	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>10. 2. 1 留意点（P76-77）</p> <p>（2）避難行動の援助</p> <p>避難行動要支援者の避難にあたっては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。又、避難方法は原則として徒歩であるが、<u>地域にて自動車等による避難に関するルールを検討する。</u></p> <p>又、津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、…（略）自らの命を守るために身につけておく。避難行動要支援者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、<u>地域ごとの津波避難計画において、</u>地域の实情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく。</p>	<p>10. 2. 1 留意点（P80-81）</p> <p>（2）避難行動の援助</p> <p>避難行動要支援者の避難にあたっては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。</p> <p>避難方法は原則として徒歩ではあるが、<u>避難行動要支援者等の真にやむを得ない事情により自動車による避難を行う必要がある住民の存在を踏まえ、地域とむつ市が連携して、個々の状況に合わせた避難方法を検討する。</u></p> <p>又、津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、…（略）自らの命を守るために身につけておく。<u>以上を踏まえ、</u>避難行動要支援者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域の实情に応じて、各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく<u>こととし、むつ市はそれを支援する。</u></p>	<p>パブリックコメントを踏まえた修正</p>
<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>11. 今後の取組（P83-84）</u></p> <p><u>本計画策定時における課題を次に示す。むつ市は国・県・住民等と協力し、これらの課題の解決に向けて取り組んでいく。</u></p> <p><u>11. 1 避難困難地域等における避難施設・避難経路の確保及び避難方法の検討</u></p> <p><u>むつ市では、令和3年5月に青森県より新たに公表された津波浸水想定により浸水想定区域が以前より拡大しており、特に橋梁（河川）に囲まれている範囲を有する地区及び津波到達予想時間が早いために避難時間が極めて短い地区においては避難施設及び避難経路の確保、避難方法の検討が喫緊の課題である。これら課題に対する対応を次に示す。</u></p> <p><u>11. 1. 1 避難施設の確保</u></p> <p><u>橋梁（河川）に囲まれている範囲を有する地区及び津波到達予想時間が早いために避難時間が極めて短い地区への対策として、津波避難ビルの指定や津波避難タワー及び人工的な高台（盛土）等の設置が有効である。</u></p> <p><u>むつ市においては、津波避難ビルとして指定可能な要件を備える建築物が少なく、津波避難タワーや人工的な高台（盛土）を設置できる用地も限られている現状にあり、本計画策定時点でそれらの施設の指定・整備の実績はない。</u></p>	<p>パブリックコメントを踏まえ、新設</p>

パブリックコメント実施時点	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(新設)	<p><u>それを受けてむつ市では、公共施設を中心に津波避難ビルの指定を検討しており、その他の避難施設の指定又は整備においては、令和4年度にむつ市が整備した「3D都市モデル」等も活用し、今後既存施設の管理者等との協議を進めていく。</u></p>	<p>パブリックコメントを踏まえ、新設</p>
(新設)	<p><u>11.1.2 避難経路の確保</u></p> <p><u>避難経路の確保について、むつ市は、「むつ市耐震改修促進計画（令和3年3月、むつ市）」において、地震時に通行を確保すべき道路として青森県地域防災計画に定められた緊急輸送道路や市が緊急輸送道路に準じるものとして地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する道路に対して建築物の耐震化を推進している。又、橋梁は関係機関を含めた各種計画にて耐震化が進められている状況にある。</u></p> <p><u>津波災害時における橋梁は津波の河川遡上の可能性がありその通行は可能な限り避けるべきであるが、河川に囲まれている地区における、橋梁を通行しての避難を選択肢の1つとして検討できるよう、市は関係機関と協力しながら、橋梁の耐震化に関する情報収集等に努める。なお、避難経路としての橋梁を設定した場合避難者の集中により円滑な避難の妨げとなる可能性があるため、地区ごとに避難経路として使用する橋を事前に決めておく等の取組を実施する。</u></p>	
(新設)	<p><u>11.1.3 自動車を含めた避難方法の検討</u></p> <p><u>本計画では自動車を使用した避難は渋滞や交通事故等のおそれ、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、避難方法として原則徒歩によるものとしている。一方で、避難行動要支援者や避難目標地点から大きく離れた箇所の住民等、徒歩による避難が困難な避難者においては、自動車での避難に頼らざるを得ない状況にある。</u></p> <p><u>自動車を利用した避難については、真にやむを得ない事情により自動車避難が必要な住民等が、不必要な自動車による避難による交通渋滞によって避難が阻害され、被災する可能性が高まると考えられる。そのため、地域とむつ市が連携して自動車利用の優先順位を含めた避難方法について検討する。</u></p>	
(新設)	<p><u>11.2 地域ごとの避難訓練実施及び避難計画策定の支援</u></p> <p><u>本計画における避難困難地域の範囲は、東日本大震災時の津波避難実態調査等の各種文献や道路ネットワークデータを参考に設定している理論値である。そのため、本計画で示した地域</u></p>	

むつ市津波避難計画修正に関するパブリックコメント等を踏まえた修正内容（案）

パブリックコメント実施時点	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>ごとの津波到達予想時間や避難開始時間等を参考に住民自らが避難目標地点や指定緊急避難場所への避難経路・避難時間を確認し、避難の可否を確認することが重要である。</u></p> <p><u>むつ市は住民と共同で本計画を基にした避難訓練や防災まち歩き等を実施し、地域ごとの津波避難計画の策定等、地域全体で津波から安全に避難することができる体制づくりを支援する。</u></p> <p><u>11.3 津波避難計画の定期的かつ継続的な見直しの実施</u></p> <p><u>本計画は、現時点における最新の科学的知見を用いて策定しているが、国及び県から新たな津波浸水想定が公表される等の新たな知見が示された際、むつ市は速やかに本計画の見直しを行う。又、むつ市はこれまで示した避難施設、避難経路の確保等に関する施策の進捗や避難訓練及び地域ごとの津波避難計画の策定時における住民等との意見交換の結果等を踏まえて、より地区の実情を踏まえた実効性のある計画となるよう定期的かつ継続的な見直しを実施する。</u></p>	<p>パブリックコメントを踏まえ、新設</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>6.2.3 北海道・三陸沖後発地震注意情報（P60-62）</u></p> <p><u>6.3.5 北海道・三陸沖後発地震注意情報（P67）</u></p> <p><u>7.3.3 遠地地震の場合の避難情報等（P73）</u></p> <p><u>10.4 遠地津波時の避難対策（P82）</u></p>	<p>国の最新動向を踏まえ、新設（詳細は省略いたします。）</p>

パブリックコメント実施時点	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>【資料 3-1～3-3 避難困難箇所図】</p> 	<p>【資料 3-1～3-3 避難困難地域図】</p> 	<p>「3.6.1 避難困難地域の設定」にて、避難困難地域の定義を「避難困難と判定された建築物の周辺一帯」と修正したことに合わせて、資料名も修正。</p> <p>また、新たに「避難路」を図上に示した。</p> <p>※避難路…道路ネットワーク上において、避難目標地点まで到達可能だった道順。</p>